

<神戸市身体障害者診断指針一部改正の概要>

1. 肝臓機能障害の障害認定基準を改正する

(診断日が平成28年4月1日以降の診断書が新基準の適用となります)

(1) 認定対象の拡大

改正前) チャイルド・ピュー分類「C」 (10点以上)

改正後) チャイルド・ピュー分類「B」 (7点以上) に拡大 ※

(2) 1級・2級の要件の緩和 日常生活の制限にかかる指標の見直し

改正前) 血清アルブミン値, プロトロンビン時間, 血清総ビリルビン値
の項目のうち1項目以上が3点

改正後) 肝性脳症, 腹水, 血清アルブミン値, プロトロンビン時間, 血
清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む
3項目以上が2点以上 ※

※改正前と同様, 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した検査において連続
して2回続くことが認定の要件

(3) 再認定の導入

チャイルド・ピュー分類「B」 (7点以上10点未満) の場合, 1年以上5年以
内に再認定

(4) 認定基準改正に伴う診断書・意見書の様式変更

2. 呼吸器機能障害の認定基準を改正する

(診断日が平成28年4月1日以降の診断書が新基準の適用となります)

(1) 予測肺活量1秒率の算出方法の見直し

改正前) ノモグラムを用いて算出

改正後) 2001年に日本呼吸器学会から「日本のスパイログラムと動脈血ガス分圧基準値」として発表された肺活量予測式による予測肺活量を用いて算出

(2) 活動能力程度の指標の見直し

改正前) Hugh-Jonesの分類に準拠

改正後) 修正MRC (Medical Research Council) の分類に準拠

(3) 認定基準改正に伴う診断書・意見書の様式変更

3. 免疫機能障害の疑義解釈において、再認定に関するただし書きを削除する

4. 聴覚又は平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害の

診断書・意見書様式を改正する